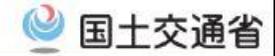


歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドラインについて



1. 目的

- 魅力ある観光まちづくりのため、現行の建築基準への適合が難しい歴史的建築物も活用することが重要
- 条例により、現状変更の規制及び保存のための措置が講じられた歴史的建築物については、建築基準法の適用を除外する仕組み（建築基準法第3条第1項第3号）が設けられているが、**内容の自由度が高い独自条例の制定など文化財保護条例以外の仕組みにより適用を除外している取組みは限定的**
- このため、**独自条例の制定等の取組みを促進するため、条例制定のプロセスや留意点、安全性確保のための代替措置の事例等を盛り込んだガイドラインについて、パブリックコメント（H30.2.1～3.2）結果を踏まえ公表（H30.3.16）**

2. 検討体制

地方公共団体、建築の専門家、国で構成する「歴史的建築物の活用促進に向けた建築基準に関する連絡会議」を設置（H29.2）し、審議。

【地方公共団体】
 富岡市※ 川越市※ 横浜市※ 鎌倉市※ 藤沢市 小田原市
 氷見市 京都市※ 兵庫県※ 神戸市※ 豊岡市※ 津山市※
 福岡市※
※建築基準法適用除外条例を制定済み

【学識経験者】
 後藤 治（工学院大学建築学部建築デザイン学科 教授）
 長谷見 雄二（早稲田大学理工学部建築学科 教授）
 藤田 香織（東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 准教授）

【建築設計関係者】
 公益社団法人 日本建築士会連合会
 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
 公益社団法人 日本建築家協会

